

郵便入札にあたっての注意事項

この入札は、郵便入札で行いますので、別紙「入札条件及び注意事項」に加え、本注意事項を十分ご確認のうえ応札してください。

1. 入札書等の送付方法

郵便入札においては、「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」又は「特定記録郵便」のいずれかの方法により、入札書提出期限までに到達するよう、ゆとりをもって早めに郵送してください。普通郵便、宅配業者によるメール便、持参、ファクシミリ等による入札は、認めないものとします。

入札書及び入札に必要な書類を郵送する場合は、内封筒と外封筒により、次のとおりとします。

- (1) 入札書は内封筒に入れ、必ず封かんし、内封筒には入札に係る件名、開札日及び入札者名を明記してください。
- (2) 上記の内封筒を、外封筒に入れ、表側に「入札書在中」と朱書きし、あわせて入札参加者の住所、商号又は名称を明記してください。

2. 封筒記載例

(封筒は任意のものとし、縦書き、横書きは自由)

- (1) 内封筒（入札書を入れる封筒）の表記

開札日	令和〇〇年〇月〇日
件 名	〇〇〇〇〇〇（物品名等）
入札者	〇〇〇〇株式会社
入札書在中	

- (2) 外封筒（内封筒等を入れる封筒）の表記

郵便番号	〒726-8601
入札書送付先住所	府中市府川町315 府中市総務部税務課 行
入札書在中	
入札参加者の住所 〇〇〇〇〇〇	
商号又は名称 〇〇〇〇株式会社	
(裏面でも可)	

3. 提出書類

- (1) 入札書（府中市様式）
- (2) その他必要な書類（公告又は指名通知書等に記載のあった場合のみ）

《例》内訳書（入札に係る書類については内封筒に入れてください。）

※到達した入札書は、いかなる理由であっても撤回、書換え又は差替えをすることはできません。

4. 無効の入札

別紙「入札条件及び注意事項 5 無効入札について」に加え、次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とします。

- （１）一般書留、簡易書留又は特定記録郵便以外の方法で入札書を提出したとき。
- （２）郵送された封筒に必要な事項が記載されていないとき。（「2. 封筒記載例」参照）
- （３）郵送された封筒に記載のある件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- （４）入札書等提出すべき書類が同封されていないとき。
- （５）内訳書を求めた場合において、入札書の件名又は金額と内訳書の件名又は金額が異なるとき。
- （６）入札書が到達期限までに到達しなかったとき。
- （７）前各号に掲げるもののほか、郵便入札に関する条件に違反したとき。

5. 立会人

開札への立会いを希望する場合は、開札に立ち会うことができる。開札の立会いを希望する入札参加者がいない場合には、入札事務に関係のない職員が開札に立ち会うものとします。

6. 開札

開札は、公告又は指名通知書に記載した開札日時に行います。

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が２以上あるときは、落札決定を保留し、あらためて当該入札をした入札者（以下「同一価格者」という。）に出席を求め、抽選により落札者を決定するものとします。ただし、同一価格者が、現に立会いを行っている場合は、その場で抽選を行うこととします。

抽選を行う場合において、同一価格者が出席をしないとき又は出席をしても抽選を行わないときは、当該入札事務に関係のない職員に抽選を行わせるものとします。

注)この入札は郵便入札で行います。

一般書留、簡易郵便又は特定記録郵便以外は無効となります。

書留等の郵便は日数を要しますので到着期限にご注意ください。